

合同会社セルフケア

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年8月1日～令和9年7月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和6年8月～ 育児休業等の制度に関するパンフレットを作成・配布する

目標2

2024年8月までに、子の看護休暇制度を拡充する（育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和6年8月～ 制度の検討開始
- 令和6年9月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知